

○関東地方整備局告示第 2 3 5 号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年四月十九日

関東地方整備局長 下保 修

第 1 起業者の名称 山梨県

第 2 事業の種類 山梨県立産業技術短期大学校分校整備事業

第 3 起業地

1 収用の部分 山梨県都留市上谷 5 丁目地内

2 使用の部分 なし

第 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、山梨県都留市上谷 5 丁目地内における5,300.79㎡を起業地とする「山梨県立産業技術短期大学校分校整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

山梨県立産業技術短期大学校分校（以下「本分校」という。）は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく公共職業能力開発施設であり、その施設整備を行う本件事業は、法第 3 条第23号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第 2 号の要件への適合性

職業能力開発促進法第16条第 2 項において、都道府県は職業能力開発短期大学校を設置することができることなどから起業者である山梨県は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

山梨県の産業は、製造業が主要な産業であり、製造業の業種別における製造品出荷額では、機械電子工業が約75%を占め、最も盛んな業種となっている。機械電子工業の分野においては、生産部門の管理者として企業の中核を担う高度な知識及び技術を習得した人材（以下「専門的技術者」という。）が企業より求められている。山梨県東部に位置する富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波村の12市町村からなる地域（以下「富士東部地域」という。）は、製造業に占める機械電子工業に係る製造品出荷額等の割合が他地域と比較し高いことから、機械電子産業が盛んな地域である。

しかしながら、富士東部地域は機械電子工業が盛んな地域であるにも関わらず、専門的技術者を育成する機関は他地域に設置されている甲州市の産業技術短期大学校1校のみであること、富士東部地域から首都圏へのアクセスが容易であることから、進学希望者の8割強が首都圏をはじめとする山梨県外に進学している。一旦県外へ進学した高等学校卒業生は富士東部地域に戻って就職することは非常に少ないことから、富士東部地域における専門的技術者の育成及び確保が困難となっている。

平成22年8月の起業者による調査では、富士東部地域の機械電子工業の技術系職種である専門技術者及び技能工・生産工の在職者数に対する不足者数の割合は、それぞれ9.75%及び3.05%であるが、山梨県全体の同職種における3.71%及び2.77%と比較して高いことから、富士東部地域においては専門的技術者の確保が充分ではないことが確認されている。

本件事業の完成により、富士東部地域において、専門的技術者が育成され、富士東部地域の高等学校卒業生の県外流出の防止及び富士東部地域の企業への就職の促進による専門的技術者の確保が図られることから、地域産業の発展に寄与することが認められる。また、本分校は隣接する山梨県立谷村工業高等学校とのカリキュラ

ム等の連携を行うものとしていることから、教育の連続性により、より高度な知識と技術を習得した専門的技術者の確保が期待される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

本件事業による環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者の調査によると、本件事業地内においては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

なお、本件事業地内の土地に文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者は、山梨県教育委員会との協議により記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）等に基づき、各室の使用目的、学習スペース等の確保について個別に必要面積を勘案して決定しており、本件事業の事業計画は同規則等に適合しているものと認められる。また、本事業の施行にあたっては、本分校は山梨県立谷村工業高等学校とカリキュラムの連携を行うものとしていることから、山梨県立谷村工業高等学校の近隣地である3案について検討を行っている。申請案は、他の2案と比較して、取得用地面積は多くなるものの支障物件がなく、また事業費が廉価となること、山梨県立谷村工業高等学校の隣接地であり、カリキュラムの連携に最も適していることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、富士東部地域は、機械電子工業が盛んな地域であるのにも関わらず、専門的技術者を育成する施設がないため高等学校卒業生が県外に流出し、専門的技術者の確保が困難であることから、できるだけ早期に本件事業の完成を図る必要がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 山梨県都留市役所